

参考 2

合併啓発パンフレット等

- ① 「明日の農業・農村を担うために土地改良区の合併を！」（H23 年度）
- ② 「北秋田市内にある全ての土地改良区の合併について」（H25. 6 月頃）
- ③ 「北秋田市内土地改良区の中長期見通し」（H25. 10 月）
- ④ 「鷹巣・合川町・森吉町・綴子土地改良区統合整備のあらまし」
(H27. 5 月)
- ⑤ 「北秋田市土地改良区の概要～農村地域の役割を担うために～」
(H27. 6. 12、合併予備契約)
- ⑥ 「これからも農村地域での役割を担っていくため、土地改良区の合併を進めます！」



完全更新された陣場岱揚水機場と米代川
(農地集積加速化基盤整備事業 陣場岱地区)

【参考2①】

明日の農業・農村を担うために 土地改良区の合併を! 合併で組織運営力を強化しませんか



北秋田市土地改良区統合整備研究会

(北秋田市綴子土地改良区・北秋田市鷹巣土地改良区・森吉町土地改良区・合川町土地改良区)

土地改良区統合整備研究会が設立される!

研究会は、北秋田市の各土地改良区（北秋田市綴子・北秋田市鷹巣・森吉町・合川町）の合併による運営基盤強化の必要性やその後の推進などについて調査・分析・情報交換を行い、土地改良区のあるべき姿を統合整備（合併）基本構想として策定し、合併に向けて組織する必要のある統合整備推進協議会の設立可否を判断するため、平成23年6月に設立されました。

会長 三澤 敏行（綴子土改区）

副会長 長岐 洋一（鷹巣土改区） 春日 正一（森吉町土改区）

土濃塚 謙一郎（合川町土改区）

監事 米澤 正一（綴子土改区） 長崎 克彦（鷹巣土改区）

鈴木由太郎（森吉町土改区） 木村 悅郎（合川町土改区）

各土地改良区の概要

(平成23年4月1日現在)

土地改良区名	地区面積	組合員数	理事数	監事数	総代数	職員数
北秋田市綴子	472ha	432人	12人	3人	—	2人
北秋田市鷹巣	1,330ha	1,501人	16人	3人	74人	4人
森吉町	611ha	917人	12人	4人	49人	1人
合川町	956ha	1,273人	14人	4人	70人	2人
合計	3,369ha	4,123人	54人	14人	193人	9人

- 土地改良の業務は、国や県・市町村、その他農業関係団体と連携しています。土地改良区が多いと、関係機関との連絡調整や行政からの応援も大変となります。

目ざす土地改良区のすがた

土地改良区と隣接の土地改良区の統合により水管理や施設管理の効率化・組合員の二重賦課の解消・事務業務の効率化を図り、組合員へのなお一層のサービスを実現する。



連携

土地改良区を巡る情勢と課題

土地改良区は、土地改良事業の推進と農業水利施設の維持管理の中心的な担い手として大きな役割を果たしています。しかしながら、近年、農家の減少・高齢化、農村地域における都市化・混住化の進展など、農業・農村は大きく変貌し、土地改良区の運営にも様々な支障が生じてきています。

土改良区の役割の多様化

土地改良区は、施設管理を含む土地改良事業を適正かつ円滑に行うことにその存在意義がありますが、地域農業発展のため、関係機関と連携して農用地集積や担い手農家育成等にも努力しております。また地域社会との関わりが増大するなかで、農業生産以外の要素にも留意した事業運営を図ることが必要となっています。このことは、土地改良法に「環境に配慮した事業の実施」が明記されたことと通じています。すなわち、農用地や農業用水等は、国土保全・地域用水（融雪や消火用水など）・水や大気の浄化・景観や生物保全など地域住民の安全安心な暮らしを維持するために大切な資源でもあり、この管理を行う団体として、地域住民への説明責任など土地改良区の役割が多様化しています。こうした役割を適切に担っていくために、土地改良区は運営基盤の強化が求められています。



土地改良区の役割

- 土地改良事業の適切な施行
- 施設の長寿命化に向けた高度な管理
- 農地や水等の資源保全活動の展開
- 栽培団地に沿った水管理計画の実施
- 担い手への農用地利用集積の推進
- 都市計画等土地利用計画への参画
- 安全・安心な町づくり活動の実践
- 水と緑の条例に基づく活動
- 21世紀土地改良区創造運動

今、多くの土地改良区が様々な課題に直面しています！

活動資金の硬直化

土地改良区は、社会の変化に伴い、組合員のサービスを拡大してきました。その結果、賦課金や事務経費が増大して新たな役割のために使えるお金が少なくなっています。小規模な土地改良区ほど、人件費の割合が高くなっています。

効率的な業務の限界

土地改良区は、大小に関係なく、同じような組織をひとつおり備えなければならないため、とりわけ小さな土地改良区にとって、業務の効率化は、非常に難しくなってきています。



運営基盤が弱体化し、施設管理の粗放化が進行

土地改良区の合併（統合整備）

土地改良区は、将来とも役割を的確に果たすため、直面の課題や将来予想される課題に対応できる運営基盤の強化を図ることが大切です。その方策として土地改良区の合併（統合整備）が最も有効な方法となっています。

合併により期待される効果

組織運営の充実・強化

組織体制のレベルアップと関係団体とのより密接な連携により、各種業務が効率的に実施されます。

経費の節減

事務所が一つになったり、役職員・総代の減により、経常賦課金の軽減を図ることができます。

水・施設管理の一元化

地域の営農計画に即した水利調整や施設管理が一体的に実施できるようになり、組合員へのサービスが向上します。

総合的・計画的な事業の施行

組織の安定により、組合員要望や必要な事業を的確にとらえ、地域全体を総合的に見た事業計画がたてられます。

地域農業のリーダー

農地集積や水・施設管理のノウハウを通して地域の営農計画に参画のほか、農村環境の維持保全を図り、地域農業の中核的な存在になることができます。

合併の手順

合併の話し合い

関係土地改良区の役員が話し合い。

研究会の設置

関係改良区の現状分析や先進地の視察等、合併について研究。

推進協議会の設置

理事会で合併承認を受け、推進協議会を設立。合併スケジュール

予備契約

関係土地改良区が合併することを約束。

合併総（代）会

関係土地改良区の総(代)会で合併することを議決。

設立委員会

関係土地改良区で合併改良区設立委員会を立ち上げ定款等を定め、合併認可申請。

新土地改良区

県知事が合併を認可して新しい土地改良区がスタート。

合併に要する期間は研究会設置から3～4年。

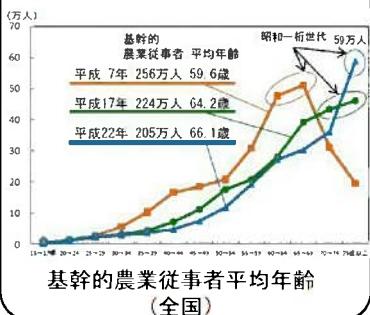
研究会や推進協議会に要する経費に対し、助成や補助制度あり。

【参考2②】 北秋田市内にある全ての土地改良区の合併について

地域農業を取り巻く現状

高齢化

農業者の平均年齢について70歳目前



担い手不在

認定農業者の不在集落が約2割に達する



認定農業者不在集落数(秋田県)

老朽化

施設の老朽化が顕在化し維持管理に支障



これから誰がこの田をつくっていってくれるのか？

国の動き

『土地改良長期計画』

土地改良区が本来の役割を適切に果たしていくためにも、**統合等による組織基盤の強化**、役員等のマネジメント能力の向上等を通じて体制強化を図ることが重要である。

既に大館・北秋田管内の集落型農業法人が24団体となり、10ha以上の経営面積も急速に伸びてきています。

『我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画』

平地で**20～30ha**の規模の経営体が大宗を占める構造を目指す。

TPPに交渉参加…7月より本格的に交渉がはじまる見込み

北秋田市土地改良区統合整備研究会



そこで、北秋田市土地改良区統合研究会は、これまで話し合いを重ねてきました！

合併により期待される効果

市と対等の立場から、
車の両輪の様に濃密に連携が強化

土地改良区が地域農業を担うことを期待され、「農業水利施設保全合理化事業」に

 **異例の地元負担1%で要望の7割**
の予算を獲得！

～通常、維持管理適正化事業では地元負担40%～

経費の節減

(4つ買わずに1つで済む利点)



合併時点で4土地改良区とも
経常賦課金の引き下げを予定！

事務処理体制の充実



事業実施



維持管理



経理



分担して専門業務に特化！

【重要】6月下旬の4土地改良区の理事会で「協議会への移行」について議決予定です。

- 合併により地域全体で生き残り策を考え、より強い体制を整えておく必要に迫られています。
- 万一、今回の合併構想がつまづいた場合、4年以上の年月だけ後手に回ります。

参考 2 ③

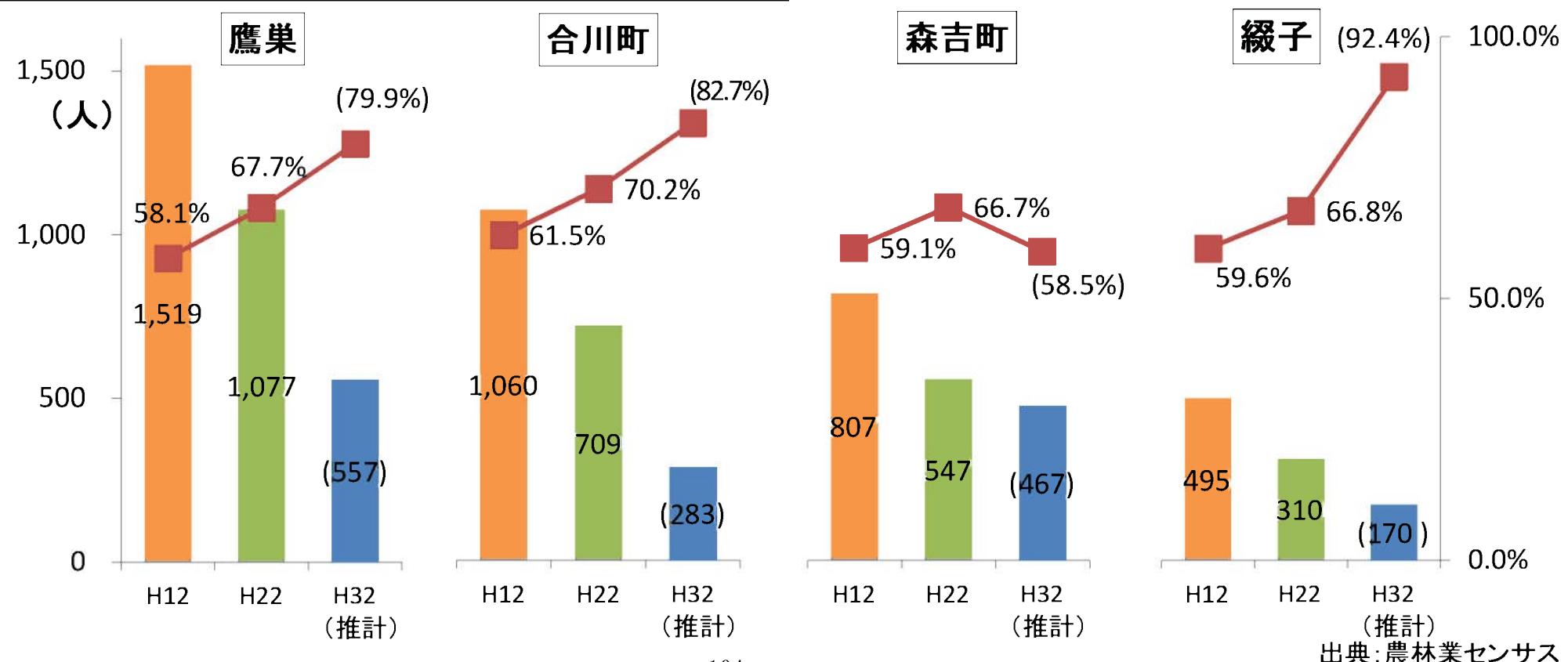
北秋田市内土地改良区の 中長期見通し

北秋田市土地改良区統合整備推進協議会
平成 25 年 10 月作成

1 組合員の動き

- 農業就業人口は全改良区で減少する。減少率が最も大きいのは合川町。
- 高齢化は森吉町を除き進行する。高齢化率が最も高くなるのは綴子。
- 将来、農家1人あたりの負担が増える一方、そのほとんどが65歳以上に。

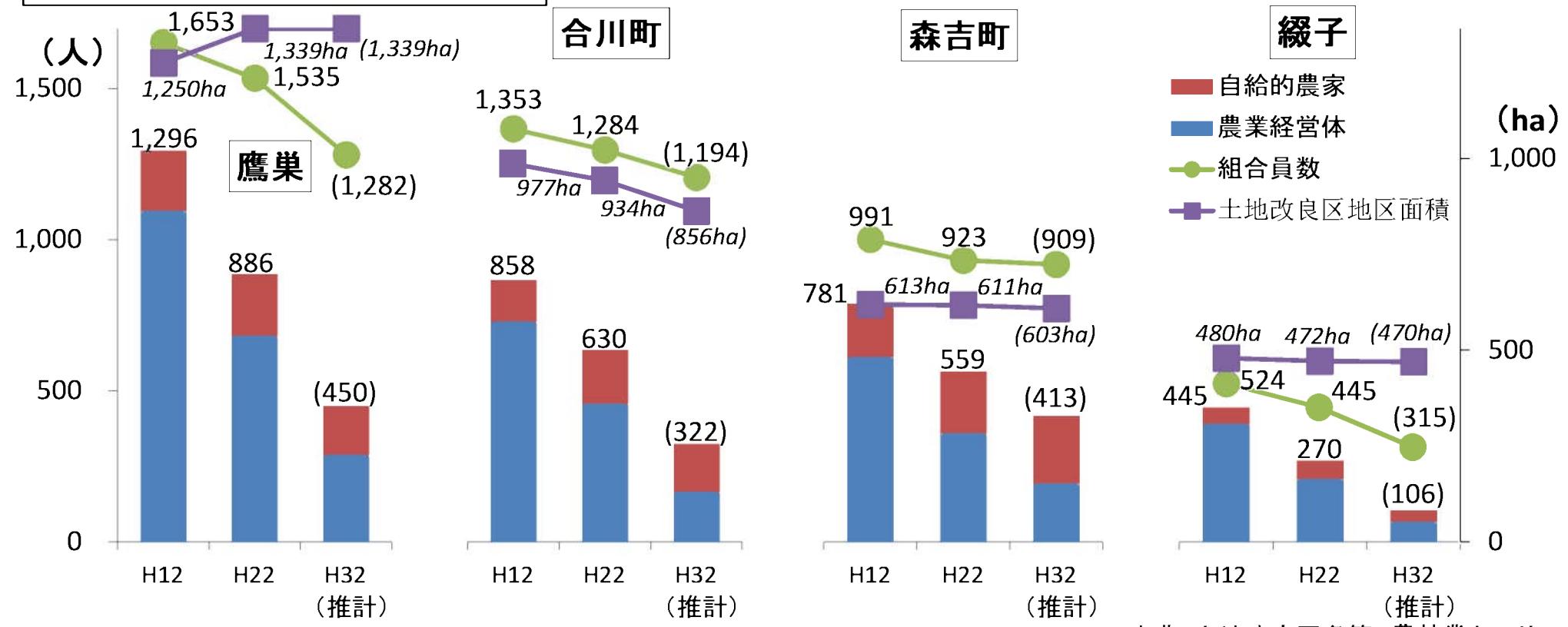
農業就業人口、及び65歳以上が占める率



1 組合員の動き

- 組合員数は全改良区で減少する。減少率が最も大きいのは綴子。
- 農家数も全改良区で減少する。農家数減少率の最大は綴子、組合員の農家率の最小は合川。
- 森吉町では、自給的農家数が農業経営体数を上回る見込み。
→ 4割に満たない組合員が土地改良区全体を支えることに。

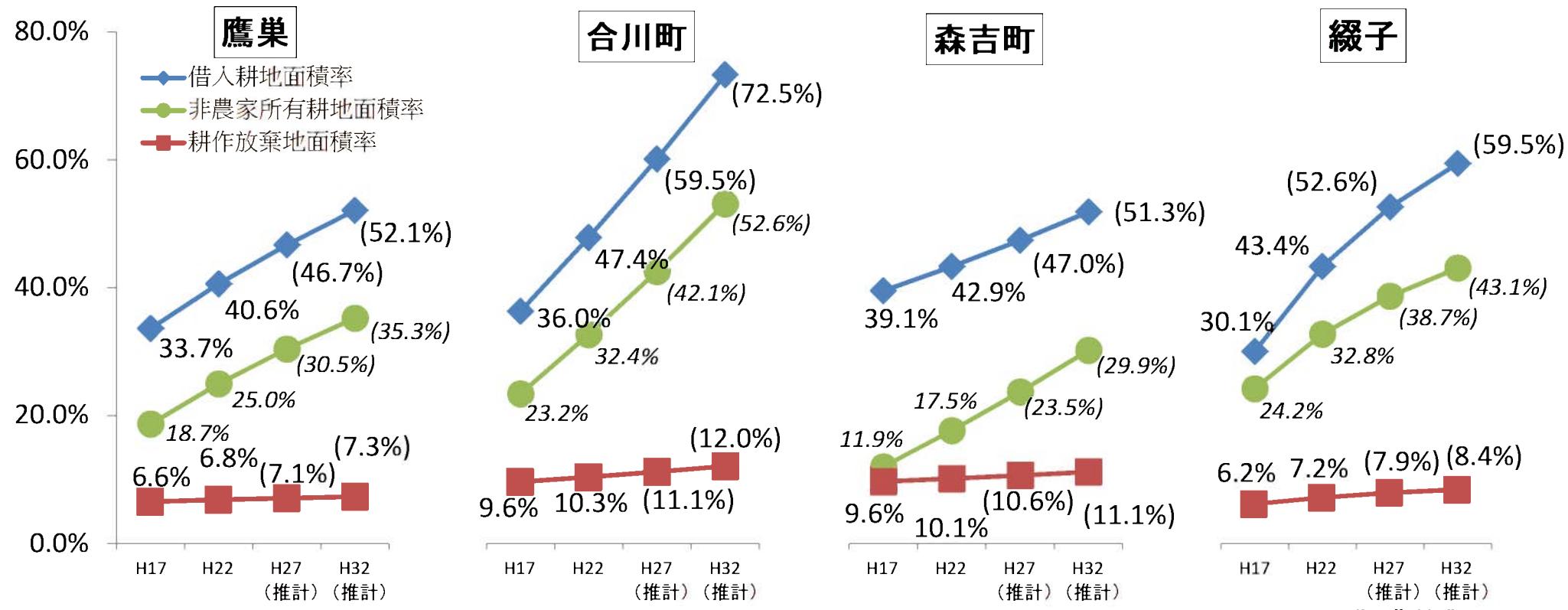
農家数・組合員数の見通し



2 農地の動き

- 農地の流動化が進み、借入耕地面積率が最大となるのは合川町。
- 非農家所有農地が借入農地面積を上回るペースで進んでいるのは森吉町。
→ 地域の担い手に対する農地の権利移動が進行している。

農地の権利関係の見通し



3 課題

農業就業人口の減少

高齢化の進行

組合員の減少

土地持ち非農家の増加

土地持ち非農家の増加

借入農地の増加

【参考2④】

組合員のみなさまへ 鷹巣、合川町、森吉町、綴子 土地改良区統合整備のあらまし



北秋田市土地改良区統合整備推進協議会

北秋田市鷹巣土地改良区・合川町土地改良区
森吉町土地改良区・北秋田市綴子土地改良区

1 土地改良区統合の目的

土地改良区は、生産基盤の整備を通じて、農業の発展や食料の安定供給、さらには地域の環境保全等にも寄与していますが、組合員の高齢化が進む中で、後継者が近くにいないため相続放棄の土地や耕作放棄地が非常に多くなっていることに加え、減反政策の転換など厳しい農業情勢等により財政基盤が脆弱化しつつあります。

このような状況に対応するためには、土地改良事業を計画的かつ円滑に推進するとともに、事業完了後の土地改良施設の適正な維持管理体制を確立し、経営基盤を強化する必要があります。

農業・農村を取り巻く情勢の変化に的確に対応していく土地改良区を目指し、より効率的な組織運営と組合員の負担軽減に向けて、統合整備を積極的に進める必要があると考えています。

2 土地改良区統合による効果

統合により組織体制を強化・充実することで、次のようなメリットが出てきます。

- ◆ 土地改良区が仲介役となり、農業生産法人や農地中間管理機構等と連携することで、農地の保全管理を組織的に行うことができます。
- ◆ 維持管理を統一的・一体的に行うことができ、業務を大規模にまとめて発注することで、経費節減や事務の迅速化が可能となります。
- ◆ 役職員体制が強化され、組合員へ均一的でよりきめ細やかなサービスを提供することができます。
- ◆ 役職員の役割分担等を明確化することで、事業の実施や維持管理、滞納金の法的処理、經理事務などの合理化が図られます。

3 各土地改良区の現状

(平成27年4月1日現在)

土地改良区名	北秋田市鷹巣 土地改良区	合川町 土地改良区	森吉町 土地改良区	北秋田市綴子 土地改良区	計
理事長名	成田 光弘	鈴木 眞	春日 正一	米澤 一	
地区面積 (ha)	1,327	946	655	472	3,400
組合員数 (人)	1,440	1,248	950	399	4,037
総代 (人)	74	50	52	総会制	176
理事数 (人)	16	14	13	12	55
監事数 (人)	3	4	4	3	14
職員数等 (人)	4	2	1	2	9
事業概要	維持管理 農地集積(県)	維持管理 ため池(県)	維持管理 農地集積(県)	維持管理	

★ 統合後の土地改良区の事務所所在地

北秋田市栄字太田9番地2

現在の

「北秋田市鷹巣土地改良区」が
新しい事務所となります。

4 土地改良区統合の具体案

(1) 統合の方法

北秋田市鷹巣土地改良区・合川町土地改良区・森吉町土地改良区・北秋田市綴子土地改良区が各自解散し、統合整備により新たに土地改良区を設立します。

- 北秋田市鷹巣土地改良区 (解散)
- 合川町土地改良区 (解散) → 【新組織】北秋田市土地改良区
- 森吉町土地改良区 (解散)
- 北秋田市綴子土地改良区 (解散)

(2) 統合の時期

統合の時期は、平成28年1月20日を目指としています。

(3) 土地改良区の組織

統合後の役員数等の定数は、次のように想定しています。

役職名	現在	統合後	増減
総代	176	60	116の減
理事	55	21(25)	34(30)の減
監事	14	4	10の減

() は1期目[任期4年]の定数

(4) 賦課金

統合後の賦課金については、次のように考えています。

【運営事務費】

- ◆ 運営事務費に充てるための賦課金は、地区内の土地全部につき地積割に賦課します。

【維持管理費】

- ◆ 各土地改良施設の維持管理費に充てるための賦課金は、当該各施設の維持管理工区毎に、当該維持管理費につき地積割に賦課します。

【事業に関する経費】

- ◆ 統合前の各土地改良区が実施した事業及び新土地改良区が実施する事業に要する経費に充てるための賦課金は、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課します。

【分担金】

- ◆ 統合前の各土地改良区が負担団体となる県営事業及び新土地改良区が負担団体となる県営事業の分担金に充てるための経費は、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課します。

(5) 財産の調整

【財産の引継ぎ及び処分】

- 統合前の各土地改良区の財産は、基本的に新土地改良区が引き継ぐことになります。その場合、統合前の所有権を有する各土地改良区の地区が管理し活用するとともに処分を行うことで考えています。

【基金及び積立金】

- 統合前の各土地改良区の従前の基金及び積立金は、それぞれの地区のために活用することを基本とします。

【未収金】

- 未収金については、統合前の各土地改良区が合併までに解消することを原則とし、合併前に必要に応じ滞納処分等法的処理に踏み込むなど、極力未収金を解消するよう最大限努めることとしています。

北秋田市土地改良区統合整備のあゆみ

- ◎ 平成23年6月15日
北秋田市土地改良区統合整備研究会 設立
- ◎ 平成23年6月～平成25年8月
統合整備研究会にて検討
- ◎ 平成25年8月30日
北秋田市土地改良区統合整備推進協議会 設立
- ◎ 平成25年8月～平成27年5月
統合整備推進協議会にて検討
- ◎ 平成27年6月中旬
土地改良区合併予備契約の締結
- ◎ 平成27年9月中旬
合併総（代）会
- ◎ 平成27年10月～12月中旬まで
設立委員会の発足、設立認可申請
- ◎ 平成28年1月下旬
合併認可・公告
- ◎ 平成28年1月～3月
理事会開催（理事長互選、役員就退任届等）
- ◎ 平成28年3月下旬まで
総代選挙、設立総代会開催

平成27年5月

お問い合わせ

■北秋田市鷹巣土地改良区	TEL 0186-62-2101
■合川町土地改良区	TEL 0186-78-2080
■森吉町土地改良区	TEL 0186-72-4250
■北秋田市綴子土地改良区	TEL 0186-62-1677

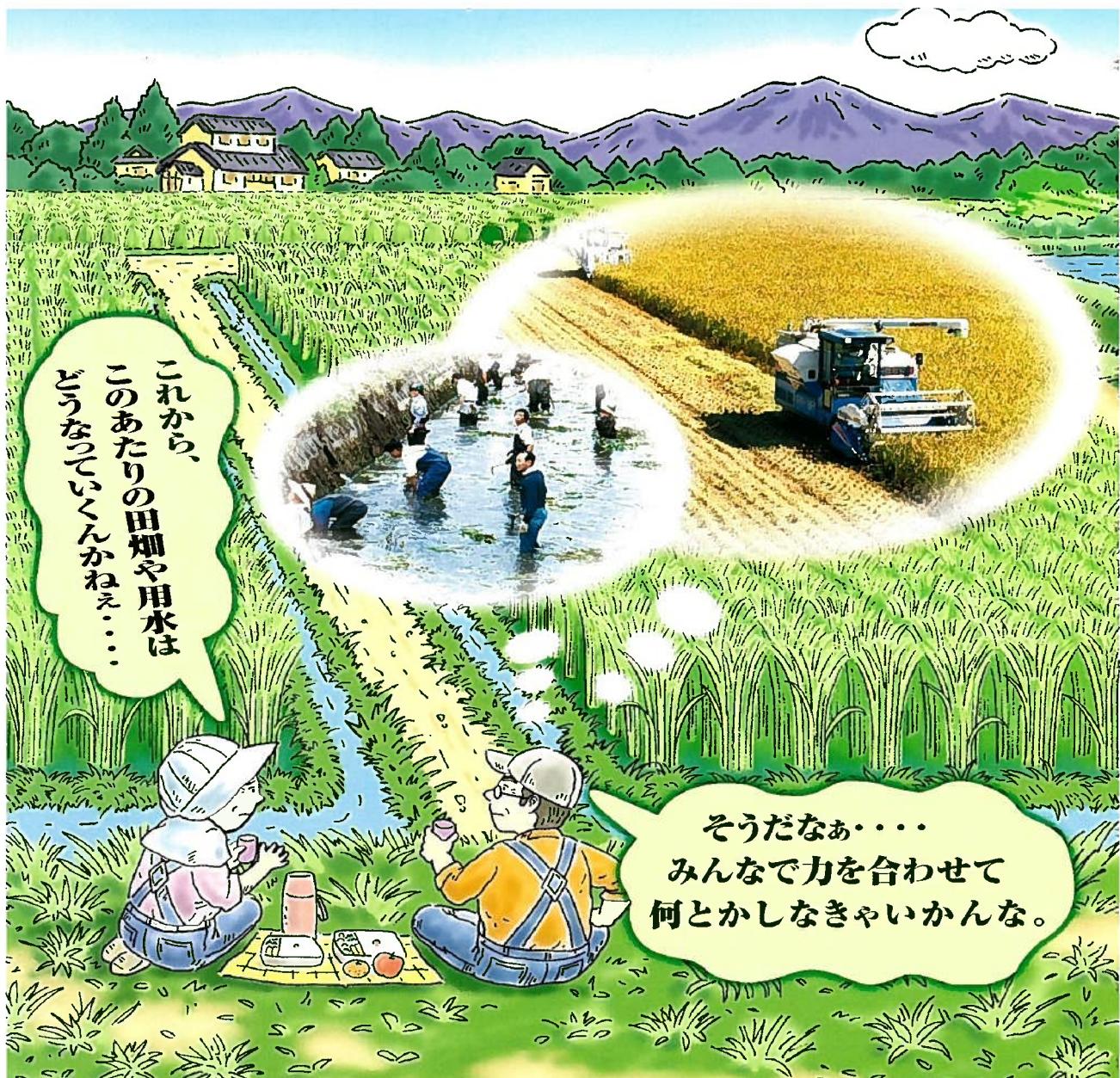
【参考2⑤】



土地改良区統合整備

～農村地域の役割を担うために～

北秋田市土地改良区の概要



北秋田市土地改良区統合整備推進協議会

北秋田市鷹巣土地改良区・合川町土地改良区
森吉町土地改良区・北秋田市綴子土地改良区

土地改良区統合整備推進の経過

- 旧4町が合併した平成17年に、「北秋田市土地改良区連絡協議会」を発足し合併に関する調査等を進め、平成23年6月に、市内4土地改良区、市、県及び県土地改良事業団体連合会による「北秋田市土地改良区統合整備研究会」を立ち上げ、統合強化の必要性や方向性などについて意見交換や検討会等で議論を重ねてきました。
- 統合に関する合意事項となる基本方針が概ね固まったため、平成25年8月に合併を前提とした「北秋田市土地改良区統合整備推進協議会」へ移行し、平成28年1月の合併を目標として、新事務所候補地選定や統合整備計画書（案）等の検討を行って参りました。
- 平成27年5月には、6回目の推進協議会を開催し、「北秋田市土地改良区」設立に向け最終の協議が相整い、今般、合併予備契約調印式を執り行う運びとなりました。

土地改良区統合による効果

【統合により、強固な経営基盤の確立、組織体制の充実・強化が図られることでのメリット】

- (1) 役職員体制が強化され、組合員に対し均一的でよりきめ細やかなサービスを提供することができます。
- (2) 土地改良区が仲介役となり、農業生産法人や農地中間管理機構等と連携することで、農地の保全管理を組織的に実施できます。
- (3) 維持管理を統一的・一体的に実施でき、業務を大規模にまとめて発注することで、経費節減や事務の迅速化が可能となります。
- (4) 役職員の役割分担等を明確化することで、事業の実施や維持管理、滞納金の法的処理や經理事務などの合理化が図られます。

統合整備計画書の協議概要

- ① 合併の方法、時期その他当該合併の推進に関する事項
- ② 定款及び諸規程類の調整に関する事項
- ③ 経費の賦課基準の調整に関する事項
- ④ 役員の任期及び定数に関する事項
- ⑤ 組織及び運営に関する事項
- ⑥ 借入金の償還に関する事項
- ⑦ 財産の調整に関する事項
- ⑧ 土地改良区統合整備事業費補助金の活用
- ⑨ 土地改良施設の維持管理に関する事項
- ⑩ 合併後の土地改良区の事業計画等に関する事項



統合整備計画の主な概要

(平成27年4月1日現在)

関係土地改良区名	地区面積	組合員数	理事数	監事数	総代数	職員数
現状	北秋田市鷹巣	1,327ha	1,440人	16人	3人	74人
	合川町	946ha	1,248人	14人	4人	50人
	森吉町	655ha	950人	13人	4人	52人
	北秋田市綴子	472ha	399人	12人	3人	総会制
	計	3,400ha	4,037人	55人	14人	176人
合併後（計画）		3,400ha	4,037人	21人	4人	60人
						8人

(1) 合併して新たな土地改良区を設立し、関係土地改良区は解散します。

(2) 合併の時期は、『平成28年1月20日』を目指します。

(3) 新土地改良区の名称は、『北秋田市土地改良区』とします。

※名称は、県による合併認可により正式に決定します。

(4) 新土地改良区の事務所は、『北秋田市栄字太田9番地2』に置きます。

※現在の「北秋田市鷹巣土地改良区」が新事務所となります。

(5) 経費の負担（賦課金）

① 運営事務に要する経費は、全地区で負担します。

※関係土地改良区で合併当初は賦課基準が異なりますが、早期に均一化を図ることとし、遅くとも合併後9年度目までに達成することとしています。

※組合員の負担を軽減するため、一層の経費節減に努めることとしています。

② 維持管理に要する経費は、当該各施設の維持管理工区毎に負担します。

③ 関係土地改良区が実施した事業及び新土地改良区が実施する事業に要する経費及び負担金は、当該事業区域で負担します。

合併の手順



合併後の役員等の定数

役職名	現在	合併後	増減
理事	55人	21(25)人	34(30)人の減
監事	14人	4人	10人の減
総代	176人	60人	116人の減

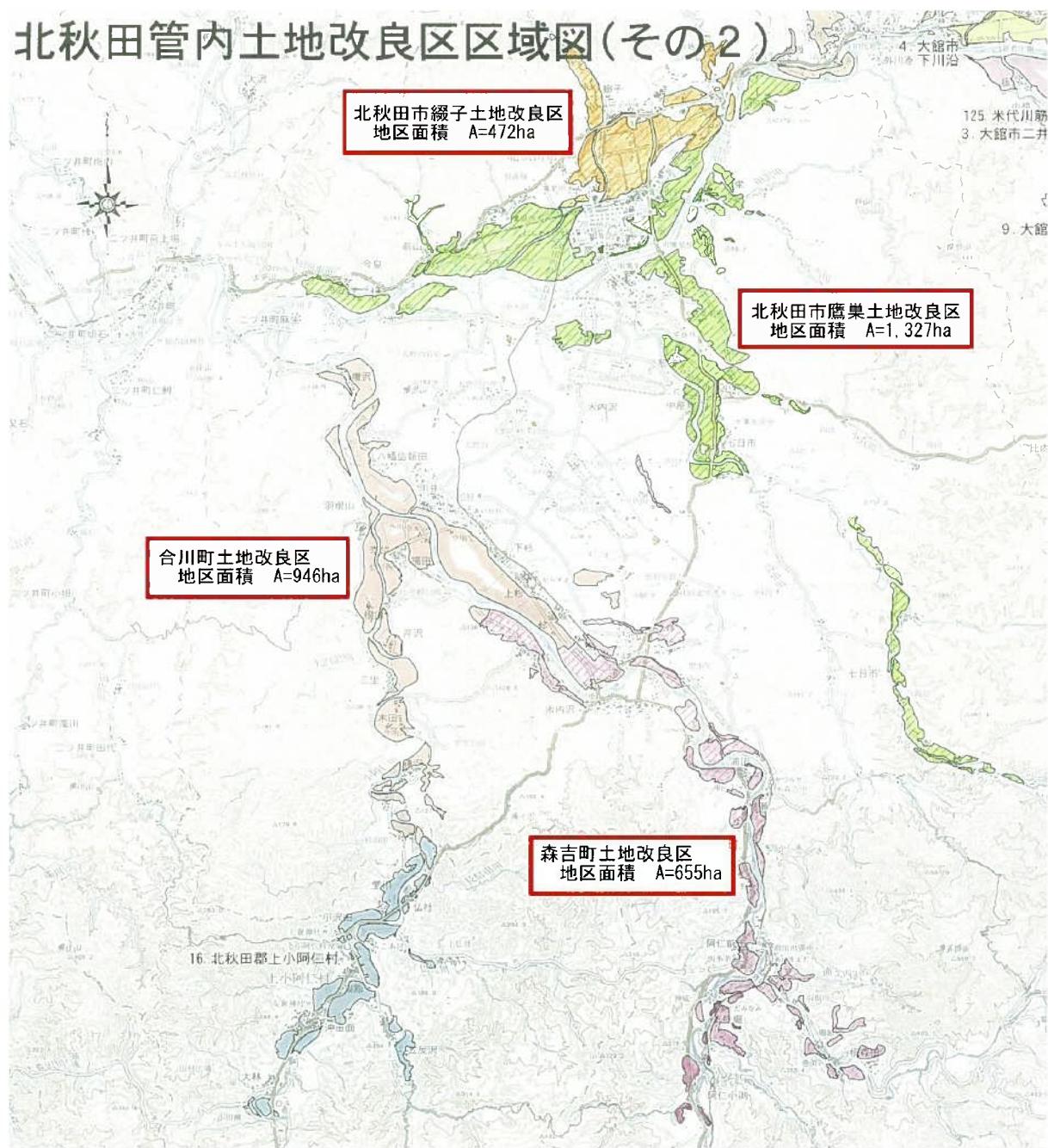
() は1期目の定数

○ 役員等の定数は上記のように考えており、役員の任期は1期4年とすることとしています。

○ ただし、合併後1期目に限り、理事定数については25人とする計画です。

北秋田市土地改良区概要図

北秋田管内土地改良区区域図(その2)



平成27年6月

【お問合せ】

- | | |
|-------------|------------------|
| 北秋田市鷹巣土地改良区 | TEL 0186-62-2101 |
| 合川町土地改良区 | TEL 0186-78-2080 |
| 森吉町土地改良区 | TEL 0186-72-4250 |
| 北秋田市綴子土地改良区 | TEL 0186-62-1677 |

【参考2⑥】

これからも農村地域での
役割を担っていくため
土地改良区の合併を進めます！

北秋田市鶴巣土地改良区・合川町土地改良区・森吉町土地改良区・北秋田市綴子土地改良区

合併予備契約調印式・祝賀会



合併により組織体制の強化を図り
組合員へのきめ細やかなサービス提供と
効率的な農地・施設の保全管理を実現します

北秋田市土地改良区統合整備推進協議会

1 新土地改良区の概要

①合併後の土地改良区

合併後の土地改良区の概要は、表1のとおりです。合併後の地区面積は3,400ヘクタール、組合員数は約4,000人にのぼります。

②合併の方法

合併は、関係土地改良区を解散し、新たな土地改良区を設立する『新設合併』の方法で行います。

③新土地改良区の名称

新土地改良区の名称は『北秋田市土地改良区』になります。

④新土地改良区の事務所

新土地改良区の事務所は、現在の北秋田市鷹巣土地改良区の事務所（北秋田市栄字太田9番地2）になります。

⑤合併予定期日

新土地改良区を平成28年1月20日までに設立する目標としています。実質的には、平成28年4月から新たな体制による運営が始まります。

表1 関係土地改良区の概要

区分	北秋田市鷹巣	合川町	森吉町	北秋田市綴子	北秋田市土地改良区
面積	1,327ha	946ha	655ha	472ha	3,400ha
組合員数	1,440人	1,248人	950人	399人	4,037人

※平成27年4月1日現在。全体組合員数は、関係土地改良区組合員数の単純合計。

2 合併により見込まれる効果

①経費節減

関係土地改良区の平成25年度決算支出額と支出試算額を比較すると（表2）、約15%を超える経費の節減が可能になると見込んでいます。

表2 事務的経費支出額の比較

（単位：百万円）

区分	北秋田市鷹巣	合川町	森吉町	北秋田市綴子	全體
平成25年度決算支出額	41	18	10	14	83
合併後支出試算額			60～70程度		

※事務的経費には、事務費、選舉費、事務所費、諸支出金、借入金等の項目が含まれます。

※合併後支出試算額は平成24年度に算定したものであり、その後の物価変動等の外的要因は考慮していません。

このため、実際の合併時の必要額とは必ずしも一致するものではありません。

②職員体制の強化による組合員サービスの維持・向上

賦課金徴収等の窓口業務はこれまでどおりの対応となります。

地区ごとの職員配置により、個別要望や相談等へ迅速に対応できます。

多面的機能支払交付金の事務受託など、新たな収入源の確保が可能となります。

堅固な運営基盤づくりで、丁寧できめ細やかな賦課金徴収や未収金発生防止につながります。

新土地改良区の姿

3 当面の賦課水準のあり方

①運営事務費

運営事務に要する経費については、全地区で負担します。合併当初は関係土地改良区で賦課金が異なりますが（表3）、早期に均一化を図ることとし、遅くとも合併後9年度目までには達成することとしています。

②維持管理費

各種施設の維持管理に要する経費については、当該施設の維持管理工区毎に負担することとしています。

③事業に関する経費・負担金

関係土地改良区が実施した事業及び新土地改良区が実施する事業等に要する経費及び負担金については、当該事業の施工区域で負担することとしています。

表3 10aあたりの経常賦課金

(単位：円/10a)

区分	北秋田市鷹巣	合川町	森吉町	北秋田市綴子
合併当初の予定額	2,100	1,450	1,400	2,400

4 効率的な執行体制

関係土地改良区全体の役員数は理事55人及び監事14人の計69人、総代176人ですが、合併後は運営の効率化を図ることとし、役員数29人（理事25人、監事4人）、総代60人のこととしています（表4）。

表4 関係土地改良区の理事、監事、総代数

(単位：人)

区分	北秋田市鷹巣	合川町	森吉町	北秋田市綴子	全体	合併後（計画）
理事	16	14	13	12	55	21(25)
監事	3	4	4	3	14	4
総代	74	50	52	総会制	176	60

※平成27年4月1日現在。（）内は合併後1期目4年間の人数。

5 総代会制の採用

関係土地改良区の中には既に総代会制を採用しているところもありますが、合併後の地区は北秋田市全域となり、所属する組合員数も大幅に増え（表1参照）、全組合員を対象とした総会の開催が困難になります。このため、総代会制を採用することにより、効率的な運営を行うこととしています。

〔※総代は、関係土地改良区をそれぞれの選挙区として、組合員の選挙で選出され、約70人の組合員につき1人の総代が選ばれることになります。（4,037人/60人=67人≈70人）〕

6 総代、役員の定数と選出方法等

①総代

新土地改良区の総代定数は、関係土地改良区の地域の組合員数や面積を考慮して表5のとおりとし、総代は各選挙区において選挙により選出されます。

②役員

新土地改良区の役員定数についても、関係土地改良区の地域の組合員数や面積を考慮して表5のとおりとし、役員は総代が総代会において選挙により選出されます。

また、理事長1人、副理事長3人及び総括監事1人を互選するものとし、理事会の補助機関として、各種委員会を必要に応じ設置します。

〔※なお、総代、役員とも、2期目以降の選挙区及び被選挙区割については、新土地改良区になつてから検討することとしています。〕

表5 新土地改良区の総代、役員の選挙区及び被選挙区

(単位：人)

区分	第1 選挙区・被選挙区 (北秋田市鷹巣)	第2 選挙区・被選挙区 (合川町)	第3 選挙区・被選挙区 (森吉町)	第4 選挙区・被選挙区 (北秋田市綴子)	全体
総代定数	23	18	12	7	60
理事定数	8(9)	6(7)	4(5)	3(4)	21(25)
監事定数			4		

※各選挙区及び被選挙区は関係土地改良区の定款第3条に定める地域。()内は合併後1期目4年間の人数。

7 事務の効率化と職員体制

関係土地改良区には、専門的知識や技術経験等をもつ職員が在籍しています。合併により、これまで以上に職員相互の研鑽が図られるとともに、それぞれの役割分担と連携が図られ、組合員にとって、今まで以上に身近で頼られる存在になります。

〔※合併後の職員体制は、関係土地改良区の正職員全員と臨時・嘱託職員数名となります(表6)。〕

表6 関係土地改良区の正職員、臨時・嘱託職員数

(単位：人)

区分	北秋田市鷹巣	合川町	森吉町	北秋田市綴子	全体
正職員	3	2	1	2	8
臨時・嘱託職員	1	1	1	1	4

※平成27年7月1日現在。

8 市との連携強化

北秋田市内の土地改良区が合併し1本化することにより、行政機関や関係団体等に対する土地改良区の要望や組合員の皆様の声が、これまで以上に的確に届けられることになるとともに、市及び関係団体等からの様々な支援を迅速に受けることにもつながります。

〔※このことは、組合員の皆様が農産物等の生産や土地改良事業などを通じた食料の安定供給のほか、地域環境保全にも積極的に関わるなど、社会的にも重要な役割を担っているということが背景にあります。〕

9 財産の調整

① 財産の引継ぎ及び処分

関係土地改良区の財産目録記載の財産は、新土地改良区に引き継がれ、新土地改良区がそれらの財産を活用することになります。

ただし、合併前に関係土地改良区が所有していた不動産が不要となった場合は、当該不動産の処分に伴い発生した損益に限り、会計を別に区分して、合併前の関係土地改良区の区域内で利益を享受し又は費用を負担することとしています。

② 基金及び積立金

関係土地改良区の従前の基金及び積立金は、それぞれの地区のために活用することを基本とします。新土地改良区が新たに積み立てる基金等については、その目的及び管理の方法を明確にした上で、必要な管理規程を整備することとしています。

③ 未収金

未収金については、関係土地改良区が合併までに解消することを原則とし、合併前に必要に応じ滞納処分等の法律に基づいた処理に踏み込むなど、関係する他の土地改良区の不利益にならないよう最大限努めることとしています。

10 合併に至る今後のスケジュール

- 本協議会では、これまで合併に向けて様々な課題等を解決するために議論を重ねてきましたが、新土地改良区設立に向け最終の協議が相整ったことから、平成27年6月12日に合併予備契約を締結しました。
- 今後、関係土地改良区では、財務等の状況を整理し相互に確認するとともに、合併及び合併契約書等について、平成27年9月中旬までに総(代)会の議決が必要となります。
- 合併総(代)会での承認を得たうえで、新土地改良区設立委員会を設置し、定款・規約・予算等の策定、役職員体制の構築など、平成28年4月からの本格始動に向けた手続き等を進めています。

〔※合併により組織体制の強化や運営の効率化を図り、生産基盤の強化による経営の安定化や地域農業の振興を通じた地域活性化に取り組んでいきます。今後とも、皆様からご理解とご協力をいただきますようお願いします。〕

表7 今後の主な手続きと予定期

手 続 き 事 項	実 施 機 関 等	予 定 時 期
財務等の確認（仮事業報告書、仮収支決算書、財産目録等）	関係土地改良区	平成27年8月中旬まで
合併総(代)会 (合併議決、合併予備契約書の承認、設立委員の選任等)	関係土地改良区	平成27年9月中旬まで
設立委員会設置	関係土地改良区	平成27年10月～12月中旬
設立認可申請 (定款、事業計画書、維持管理計画書等)	設立委員会→県知事 →県選挙管理委員会	平成27年12月中旬まで
合併認可	県知事	平成28年1月中旬まで
設立当時役員の就任 (理事会開催、理事長互選、総代選挙事項の決定等)	新土地改良区	平成28年1月中旬～2月
総代選挙（合併認可後60日以内）	市選挙管理委員会	平成28年3月中旬まで
総代会の開催 (合併経過報告、規約・予算等の議決、役員選挙等)	新土地改良区	平成28年3月下旬まで

**北秋田市土地改良区統合整備推進協議会
委員等名簿**

役職	所属機関役職等	氏名
会長	北秋田市長	津谷 永光
副会長	北秋田市鷹巣土地改良区 理事長	成田 光弘
副会長	合川町土地改良区 理事長	鈴木 獻
副会長	森吉町土地改良区 理事長	春日 正一
副会長	北秋田市綾子土地改良区 理事長	米澤 一
副会長	北秋田市副市長	虹川 広見
委員	北秋田市鷹巣土地改良区 副理事長	長岐 洋一
委員	北秋田市鷹巣土地改良区 事業委員長	佐藤 重光
委員	北秋田市鷹巣土地改良区 総括監事	佐藤 三七
委員	合川町土地改良区 副理事長	福岡 昌樹
委員	合川町土地改良区 理事	奈良 吉五郎
委員	合川町土地改良区 理事	土濃塚 謙一郎
委員	森吉町土地改良区 副理事長	柴田 豊吉
委員	森吉町土地改良区 理事	武石 富雄
委員	森吉町土地改良区 理事	三浦 啓治
委員	森吉町土地改良区 総括監事	森川 作治
委員	北秋田市綾子土地改良区 副理事長	工藤 文一郎
委員	北秋田市綾子土地改良区 理事	村上 三雄
委員	北秋田市綾子土地改良区 理事	藤島 喜美男
委員	北秋田市綾子土地改良区 理事	三沢 博隆
委員	秋田県土地改良事業団体連合会 総務企画部次長	渡部 敏行
委員	北秋田市産業部長	九嶋 巧
委員	北秋田市農林課長	工藤 清隆
委員	秋田県北秋田地域振興局農林部農村整備課長	石井 公人
監事	北秋田市鷹巣土地改良区 副理事長	長崎 克彦
監事	合川町土地改良区 副理事長	小林 均
幹事	北秋田市鷹巣土地改良区 事務局長	山内 幸雄
幹事	合川町土地改良区 職員	杉渕 友紀
幹事	森吉町土地改良区 職員	宮野 明美
幹事	北秋田市綾子土地改良区 事務統括	三澤 民男
幹事	秋田県土地改良事業団体連合会 北事務所長	佐藤 求
幹事	北秋田市産業部農林課農業振興係長	上杉 実
幹事	北秋田市産業部農林課農業振興係主査	高橋 晃
幹事	秋田県北秋田地域振興局農林部農村整備課管理班長	大石 勝
幹事	秋田県北秋田地域振興局農林部農村整備課管理班主査	藤原 久志

**協議会設立から合併予備契約締結までの
主な協議・検討経過**

年月日	会議等の種類	主な協議・検討内容
平成 25年 8月 30日	第1回協議会 (設立総会)	<ul style="list-style-type: none"> ・規約の制定 ・役員の選任 ・平成 25年度事業計画の議決 ・平成 25年度収支予算の議決
平成 26年 2月 26日	第2回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の交代 ・役員の選任 ・平成 25年度補正予算の議決 ・統合スケジュールの議決
3月 6日 ～ 7日	第1回視察研修	<ul style="list-style-type: none"> ・青森県西津軽土地改良区
6月 4日	第3回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・役員の選任 ・平成 25年度事業報告 ・平成 25年度収支決算報告 ・平成 25年度監査報告 ・平成 26年度事業計画の議決 ・平成 26年度収支予算の議決 ・統合整備計画の確認
9月 5日	第4回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・合併後の収支予算の検討 ・新事務所地の検討・決定方針
10月 9日	第1回事務所選定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・規約の制定 ・委員長、副委員長、委員選任 ・事務所選定基準の決定 ・事務所候補地第一次審査
11月 20日	第2回事務所選定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査
平成 27年 1月 16日	第3回事務所選定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・各土地改良区からの意見聴取
2月 4日	第4回事務所選定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所候補地第二次審査 ・協議会への答申書作成
2月 25日	第5回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所候補地選定結果答申 ・平成 26年度補正予算の議決
3月 10日 ～ 11日	第2回視察研修	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県美里東部土地改良区
5月 21日	第6回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・役員の選任 ・平成 26年度事業報告 ・平成 26年度収支決算報告 ・平成 26年度監査報告 ・平成 27年度事業計画の議決 ・平成 27年度収支予算の議決 ・新事務所地の議決 ・統合整備計画の議決 ・合併予備契約書の議決 ・合併予備契約調印式日程確認 ・今後のスケジュールの確認
6月 12日	第7回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・合併予備契約調印